

資料 3

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会
業務及び財務等審議専門部会(第20回)

国立大学法人の重要な財産の譲渡について

国立大学法人の重要な財産の譲渡に関する認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(準用通則法第48条第2項)。

このたび北海道大学及び高知大学から認可の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会に御意見をお伺いするものである。

申請の内容については以下のとおり。

大学名	北海道大学	高知大学	
譲渡に係る財産 の内容及び 評価額	区 分	土地・建物	土地
	名 称	旧紋別流水研究施設第一宿舎	田島団地(南溟寮)
	所在地	北海道紋別市 南が丘町4丁目9番13	高知県高知市 朝倉字田島丙252番
	数 量	土地 351.12㎡ 建物(建) 95.69㎡ (延) 95.69㎡	土地 9.02㎡
	評価額	土地 5,160,000円 (H16.4.1現在) 建物 1円 (H18.3.31現在簿価)	土地 328,328円 (H16.4.1現在)
	譲渡の条件	介護施設用地 (用途指定10年間)	鑑定評価費用等の譲渡に係る 費用はすべて相手方負担
譲渡の方法	時価売却(随意契約)	時価売却(随意契約)	
国立大学法人の業務運営に 支障がない旨及びその理由	紋別流水施設の廃止に伴い、 当該宿舎を現在使用しておら ず、今後も使用する見込みも ないことから、業務運営上支 障がない。	譲渡予定部分は、敷地の外周 部分であり、業務運営上支障 がない。	